

資格回復後から指導までの手続きについて<改定版>  
(都道府県高等学校野球連盟、加盟校)

平成 28 年 11 月 25 日  
日本高等学校野球連盟

「学生野球資格回復に関する規則」(第 4 条)の運用により研修を修了した元プロ野球関係者が適性認定を受け、学生野球(高校野球)の指導が可能になり 3 年が経ちました。本日までに、894 名の方がこの制度で学生野球資格を回復されています。引き続き、認定者の名簿は日本学生野球協会または日本高等学校野球連盟のホームページ(以下HP)をご参照下さい。

さて、加盟校が資格回復をされた方に指導を受ける場合、平成 26 年 1 月 20 日付でお知らせしました「資格回復後から指導までの手続きについて」の通りですが、当初の予定通り 3 年が経過したことからその手続きについて以下の通り改訂いたしますので周知願います。

また、これは元プロ野球関係者が学生野球の指導にかかわる場合に第三者の介入を防止するために定めるものです。資格回復者の指導を希望する加盟校は、学校長の承認を得て責任教師が必ず手続きを行って下さい。

1. 日本高等学校野球連盟が行うこと

- ① 学生野球資格回復の認定を受けた者が、高校野球の指導を希望する場合、日本野球機構(NPB)を通じ「学生野球指導者登録届」を日本高等学校野球連盟に提出する。
- ② この登録届を受けた日本高等学校野球連盟は、HP上に「学生野球資格回復者の指導登録一覧」を掲載し加盟校に告知する。  
その際の告知(掲載)内容は、次の通りです。  
1) 氏名    2) 生年月日    3) 最終球団    4) 出身高校・大学  
5) 指導対象(主たるポジション)    6) 指導可能都道府県名    など  
※従来ここまでは、都道府県高等学校野球連盟に行っていたいました。

2. 都道府県高等学校野球連盟の手続き

- ① 日本高等学校野球連盟のHPを閲覧した加盟校から登録者の指導依頼があれば、日本高等学校野球連盟に登録者の連絡先を確認して連絡をとり、指導の可否を確認する。
- ② 登録者の同意が得られれば、登録者の連絡先等を加盟校に伝える。
- ③ この先は、登録者と加盟校で詳細打ち合わせを行い日程等が決まれば加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」(様式 2)を受け取る。
- ④ 加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」(様式 2)を受け取ったら日本高等学校野球連盟に転送(FAXで可)する。

[都道府県高等学校野球連盟の手順]

- 1) 加盟校から希望があれば日本高等学校野球連盟に連絡先を確認し登録者に照会  
↓
- 2) 登録者から内諾が得られれば加盟校に登録者の連絡先を連絡  
↓ (登録者と加盟校が詳細打ち合わせ)
- 3) 加盟校から「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)を受領  
↓
- 4) 日本高等学校野球連盟に「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)をFAXで送付する

3. 加盟校が学生資格回復者から指導を受ける場合の手続き

- ① 加盟校が、学生野球資格回復を認定された者から指導を受ける場合は、日本高等学校野球連盟のHPに掲載された「学生野球資格回復者の指導登録一覧」の中から指導を受けたいとする登録者を選定し、所属都道府県高等学校野球連盟に申し出る。(口頭で可)。
- ② 所属高等学校野球連盟からの回答を待ち、登録者と詳細打ち合わせを行う。
- ③ 日程等が決まれば「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)を所属連盟に提出する。

※ 学生野球資格を回復した者が、卒業した母校で指導を行う場合は、前項の所属高等学校野球連盟との手続きは不要とするが、指導に当たっては責任教師または監督の同意を得た上で当該学校長の承認を得ること。母校での指導については所属高等学校野球連盟への届け出は不要とする。

[加盟校が指導を希望する場合の手順]

- 1) 日本高等学校野球連盟のHPで登録者を閲覧  
↓
- 2) 指導を希望する登録者の可否を所属高等学校野球連盟を通じて打診(口頭可)  
↓
- 3) 所属高等学校野球連盟からの回答を受け、可であれば当事者間で調整  
↓
- 4) 学校長と登録者との間で常勤・非常勤や日程等を打ち合わせ合意すれば「学生野球指導登録者の指導届」(様式2)を所属高等学校野球連盟に提出する  
※ 学校内の規則・規定等も依頼する登録者に必ずご説明下さい。

以 上